

諮問第417号
令和7年4月25日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂展人

東京都市計画緑地の変更について
(第105号粕谷四丁目緑地) (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画緑地の変更（第105号粕谷四丁目緑地）について諮問します。

東京都市計画緑地の変更（世田谷区決定）

東京都市計画緑地に第１０５号粕谷四丁目緑地を次のように追加する。

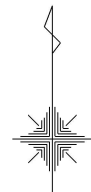
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑地名			
緑地	第１０５号	粕谷四丁目緑地	世田谷区粕谷四丁目地内	約０．４０ｈａ	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

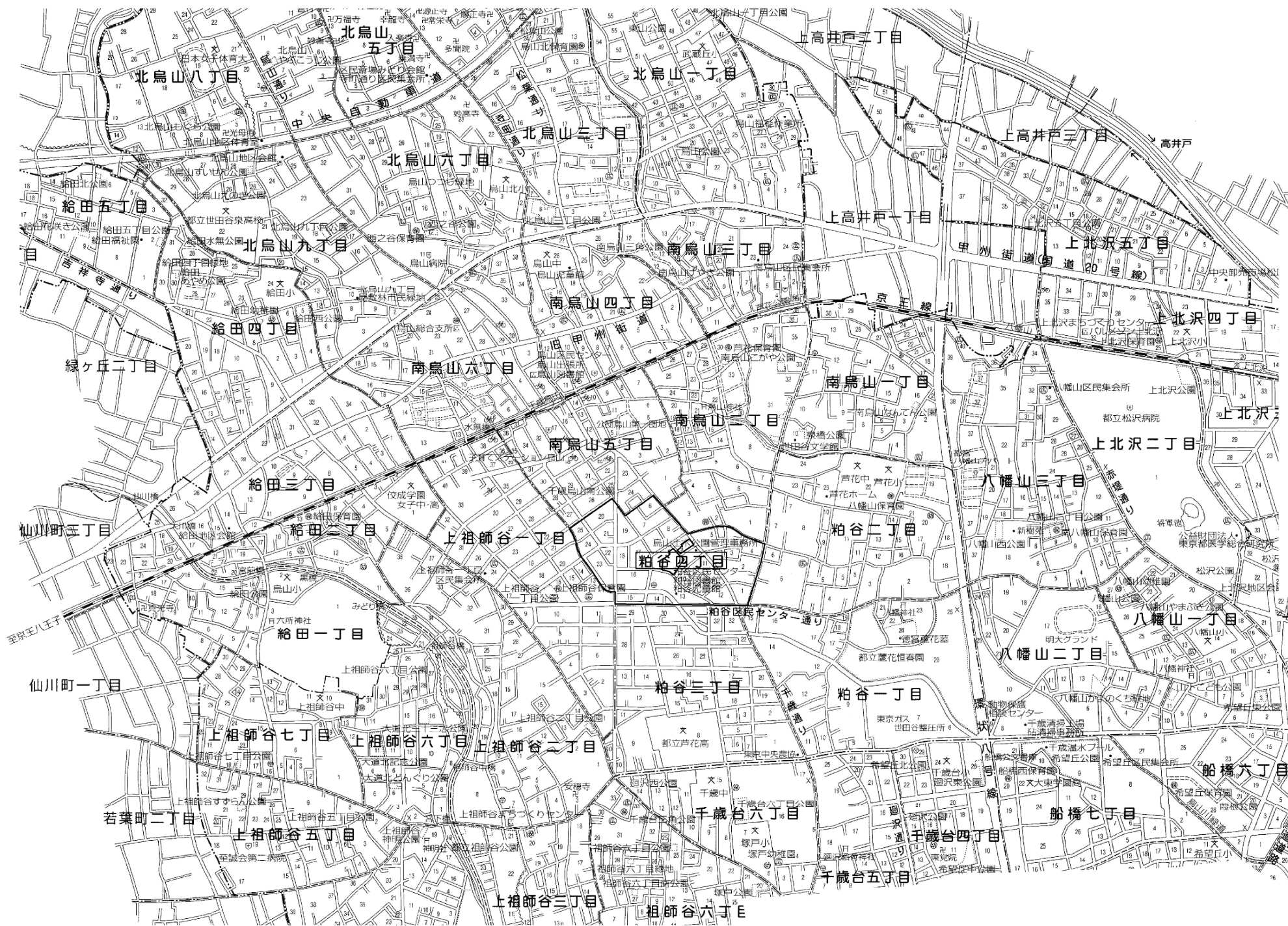
理由 既存のみどりを保全するとともに、市街地に残るみどりをより一層充実・発展させるため、上記のとおり緑地を追加する。

新 旧 対 照 表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑地名			
緑地	第 1 0 5 号	粕谷四丁目緑地	世田谷区粕谷四丁目地内	約 0 . 4 0 h a	追加

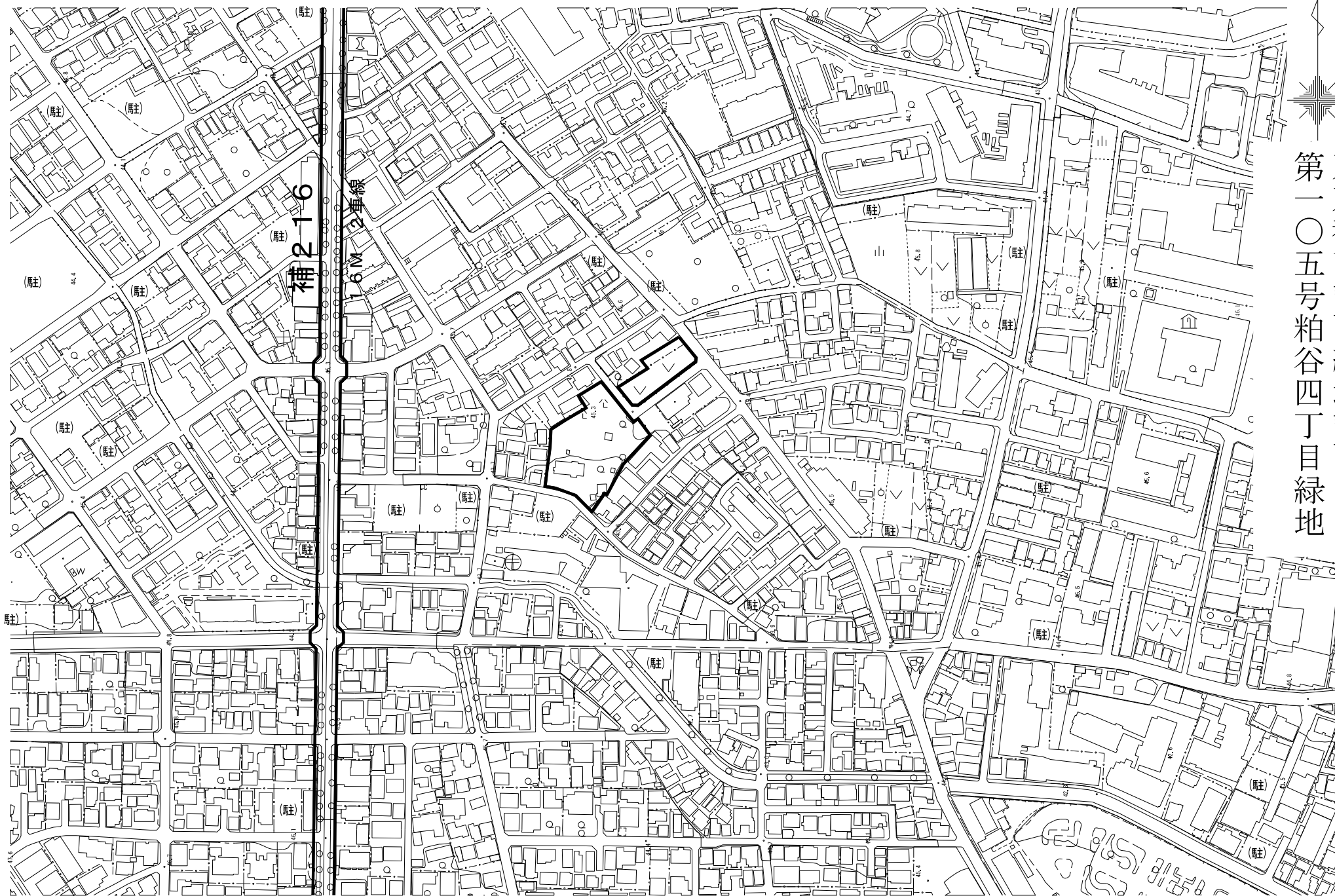


東京都市計画緑地住居表示図
第一〇五号粕谷四丁目緑地





東京都市計画緑地計画図 第一〇五号粕谷四丁目緑地



・（承認番号）6都市基街都第173号、令和6年9月5日

・この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第06-K112-2号）

 今回計画変更区域

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第105号粕谷四丁目緑地

2 理由

「世田谷区都市整備方針」の第一部「都市整備の基本方針」（平成26年4月）においては、「世田谷みどり33」の達成をめざして、農地、公園・緑地などまとめたみどりとみずの空間について、緑道や街路樹、河川、敷地内のみどりなどでネットワークの形成を図り、多様な生物が生息できる緑環境の創出を図るとしている。また、「世田谷区みどりの基本計画（平成30年3月）」のエリア別の取り組み（烏山地域）においては、みどりの軸、みどりの拠点を守りながら、住宅地エリアの農地を含む中・小の多様なみどりを活かした街をめざすとしている。計画地は、みどりの拠点である蘆花恒春園と烏山寺町一帯をつなぐネットワーク上に位置しており、また、みどりの軸である水際の散歩道に近接している。加えて、同計画では公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めることとしている。

世田谷区北西部に位置する計画地は、竹林が連なる生産緑地や樹林地を多く含んでおり、市街地の中にありながら貴重なみどりが存在する。

こうしたことから、計画地を都市施設とすることで、既存のみどりを保全し、市街地に残るみどりをより一層充実・発展させるため、都市計画緑地の配置及び機能について検討した結果、粕谷四丁目地内における約0.40ヘクタールの区域について、東京都市計画緑地に追加する都市計画変更をしようとするものである。

東京都市計画緑地の変更について（第 1 0 5 号粕谷四丁目緑地）

1 主旨

「世田谷区都市整備方針」の第一部「都市整備の基本方針」（平成 2 6 年 4 月）においては、「世田谷みどり 3 3」の達成をめざして、農地、公園、緑地などまとまったみどりとみずの空間について、緑道や街路樹、河川、敷地内のみどりなどでネットワークの形成を図り、多様な生物が生息できる緑環境の創出を図るとしている。また、「世田谷区みどりの基本計画（平成 3 0 年 3 月）」のエリア別の取り組み（烏山地域）においては、みどりの軸、みどりの拠点を守りながら、住宅地エリアの農地を含む中・小の多様なみどりを活かした街をめざすとしている。計画地は、みどりの拠点である蘆花恒春園と烏山寺町一帯をつなぐネットワーク上に位置しており、また、みどりの軸である水際の散歩道に近接している。加えて、同計画では公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めることとしている。

世田谷区北西部に位置する計画地は、竹林が連なる生産緑地や樹林地を多く含んでおり、市街地の中にありながら貴重なみどりが存在する。

こうしたことから、計画地を都市施設とすることで、既存のみどりを保全し、市街地に残るみどりをより一層充実・発展させるため、都市計画緑地の配置及び機能について検討した結果、粕谷四丁目地内における約 0. 4 0 ヘクタールの区域について、東京都市計画緑地に追加する都市計画変更をしようとするものである。

2 これまでの経緯

令和 7 年 1 月	都市計画審議会（報告）
2 月	都市計画法第 1 7 条に基づく都市計画案の公告・縦覧

3 概要

- （1）名称 第 1 0 5 号粕谷四丁目緑地
- （2）区域 計画図表示のとおり
- （3）面積 約 0. 4 0 h a

4 都市計画案に対する縦覧・意見書について

- （1）縦覧・意見書受付期間：令和 7 年 2 月 1 4 日～ 2 7 日
- （2）意見書の提出： なし

5 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 5 月	都市計画変更決定・告示
------------	-------------